

(表)

第 号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の5
において準用する第33条第3項の規定による身分証明書



官職及び氏名
生 年 月 日

年 月 日発行
大 臣 印

(裏)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第33条 環境大臣及び農林水産大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、第30条第1項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者に対し、その特定国内種事業に関し報告を求め、又はその職員に、その特定国内種事業を行うための施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第33条の5 （前略）第33条第1項、第3項及び第4項の規定は特定国際種事業について準用する。この場合において、（中略）第33条第1項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国際種関係大臣」と読み替えるものとする。

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(6) 略

(7) 第33条第1項（同条第2項及び第33条の5において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第33条の14第1項若しくは第2項に規定する報告に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第33条第1項若しくは第33条の14第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者

(8)～(12) 略

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。